

# 猿ヶ石川流域ビジョン

【懐かしい生きものに出会えるふる里の伝承】

平成23年7月

(平成28年度一部改正)

県南広域振興局保健福祉環境部

花巻保健福祉環境センター

## 【目 次】

第1章	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3ページ
第2章	猿ヶ石川流域の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	4ページ
	(1) 森林の現状と課題	
	(2) 河川や水路の現状と課題	
	(3) 水質の現状の現状と課題	
	(4) 自然環境の保全の現状と課題	
第3章	ビジョンの取組の方向・・・・・・・・・・・・・・・・	7ページ
	(1) 計画期間	
	(2) 計画の目標	
	(3) 宣言	
	(4) 重点的な取組	
	(5) 課題への取組み方法	
第4章	実施施策・事業・・・・・・・・・・・・・・・・	7ページ
	1 課題に関する施策・事業	
	(1) “きれいな水を産む森づくり”の取組み	
	(2) “きれいな水が流れる川づくり”の取組み	
	(3) “きれいな水を守る環境づくり”の取組み	
	(4) “きれいな水を守る人づくり”の取組み	
	(5) “懐かしい生き物に出会える里づくり”の取組み	
	2 主な事業指標	
第5章	計画のイメージ図・・・・・・・・・・・・・・・・	10ページ
《資料編》		
資料1	関係条例・・・・・・・・・・・・・・・・	11ページ
資料2	花巻遠野流域協議会猿ヶ石川部会構成員・・・・・・・・	14ページ

## 第1章 はじめに

猿ヶ石川は、早池峰の南側に位置する薬師岳にその源を発し、早瀬川などと合流して遠野盆地を南下した後、小友川など大小多くの河川と合流しながら西進し、昭和29年に完成した田瀬ダムを経て、達曽部川や宮守川と合流し、さらに花巻市で毒沢川と合流して北上川に注ぐ、流路延長88km、流域面積958km<sup>2</sup>を有する、北上川の支川です。

上流の遠野市は、アイヌ語のトオヌップ（湖沼に沿う丘陵の意）が語源といわれており、太古には湖水であったとの言い伝えがあり、素朴な民話が語り継がれる「民話のふるさと」として全国的に知られております。

下流の花巻市東和地域においては国の重要文化財である毘沙門天立像や南部曲がり家等数多くの史跡が残されています。

また、その中間に位置する田瀬ダムにおいては治水、利水の両面において、地域住民の安全で豊かな生活に貢献するとともに田瀬ダムレイクリゾート事業等により様々な親水施設が整備され、観光レクリエーション活動の場として、地域の活性化に寄与してきました。

これらの地域を貫流する猿ヶ石川の流域は、雨として降り注いだ水が森に貯えられ、地下に浸透し、川を下り、海に注いだ後再び雨になるという自然の水循環の中で、いろいろな生命を育み、先人のたゆまざる努力によって、みどり豊かな美しい自然景観を形成し、人々が受け継いできた文化と相まって、心やすまる日本の原風景を醸し出しています。

しかし、生活様式の多様化や経済活動の変動等に伴い、生活廃水による水質への影響、水生生物の生息環境の悪化が指摘されるなど、水資源を取り巻く状況も大きく変わりつつあります。

一方で、環境に対する意識の高まりから、森や河川などにおいて地域組織やボランティアなどによる水環境保全活動が行われており、住民自らが流域を守り育てていこうという気運の高まりが見られます。

この「猿ヶ石川流域ビジョン」は、これまで上流、下流で取り組んできた計画（※）を統合し、きれいな水が流れるふるさとの森と川を、次の世代に引き継ぐための大まかな取組みや、きれいな水を守るために、猿ヶ石川全流域に住む方々が連携しながら、お互いにできることから実行していくための考え方を示したものです。

※ 上流：遠野郷猿ヶ石川流域ビジョン（平成17年12月策定、計画期間：平成17年度～平成22年度）

下流：花巻猿ヶ石川流域ビジョン（平成19年3月策定、計画期間：平成18年度～平成22年度）

※ 改正前猿ヶ石川流域ビジョン（平成23年7月策定、計画期間：平成23年度～平成32年度）

## 第2章 猿ヶ石川流域の現状と課題

猿ヶ石川源流域は、ハヤチネウスユキソウなどの固有種を含めた高山植物の宝庫となっている早池峰国定公園（昭和 57 年指定）の一部をなしており、大小さまざまな滝など美しい渓谷美が見られます。また、中流域から広がる水田等の耕地、各所に連続して見られるヨシ群落、河川沿いの桜並木など良好な田園風景が広がり、心やすまる日本の原風景を醸し出しています。

猿ヶ石川には、遠野の人々の祖先がサケに乗ってやってきたという始祖伝説があり、また江戸時代の文献には、将軍家への献上アユの三大産地として数えられるなど、川及びその流域には豊かな生きものの生活の場としての歴史が刻まれてきました。

昭和 29 年に完成した田瀬ダムは、治水、利水の両面で猿ヶ石川下流域及び北上川中流域の住民の安全で豊かな生活に貢献してきましたが、上下流が物理的に分断されたことにより、生きものの棲息状況に大きな影響を及ぼしており、また、下流域の上水道取水地の上流に遠野の市街地が存在することから、生きものの調査、環境保全活動に、上下流の住民が連携して取り組むニーズは大きなものとなっています。

流域を「森林」「河川や水路」「水質」「自然環境の保全の取組」という四つの観点で見た現状と課題は、次のとおりです。

### (1) 森林の現状と課題

猿ヶ石川上流部の遠野市内の森林面積は 68,458ha(※)、下流部の花巻市の森林面積は 59,745ha(※)で、当流域は森林の占める割合が高い地域です。(※H20 年度)

この地域における森林は、希少な野生動植物の生活の場であり、又、シイタケ等の特用林産物の生産の場となっている他、水源涵養、地球温暖化防止、自然・生活環境保全の場として流域の環境に密接に関連していることから、今後は「いわて森林づくり県民税」等を活用した計画的な間伐等を行い、森林を適正に管理していくとともに、間伐材の木質バイオマスエネルギーとしての使用など有効利用が求められています。

#### < (課題) >

- ◆ 地域の住民などによる森林整備の支援が必要である
- ◆ 水を蓄える力のある森林整備が必要である
- ◆ 間伐した木材の利用に取り組む必要がある

### (2) 河川や水路の現状と課題

猿ヶ石川は北上川水系最大の左支川であり、大小 21 の支川が流れ込んでおり、この河川の総延長は約 230 km に及んでいます。

猿ヶ石川は、古くから流域の人々の憩いの場として親しまれ、生活を支えてきた恵み豊かな川であり、魚類や水生動植物にとって良好な河川環境を有してきました。

しかし、台風をはじめ度重なる洪水被害に見舞われたことから多目的ダムを完成させた他、本・支流の河川改修を進めた結果、流域の治水安全度が向上したものの、遠野市街地付近では、砂が大量に堆積し、また、田瀬ダム下流にはアオコが大量に発生するなど、魚類の生息に大きな影響を与えています。

今後は、環境に配慮した護岸、魚道等の整備をはじめ、多様な生物の生息環境に配慮した、流域の人々に親しまれる河川整備を進めていく必要があります。

田瀬ダム周辺には、数多くの親水設備が整備されており、湖水祭りやあやめ祭り等のイベント開催など本流域最大の総合的な親水空間として活用されています。

また、成島、町井地区には散策路や自然環境遊歩道等の水辺プラザが整備されており、身近な親水空間として、地域の住民の憩いの場となっています。

### < (課題) >

- ◆ 生態系に配慮した公共工事の実施
- ◆ 川の中で何が起きているか、魚類調査の実施
- ◆ 多くの人々に親しまれる親水空間づくりと地域の活性化への活用

## (3) 水質の現状と課題

### ① 公共用水域の水質測定

公共用水域の水質は、測定計画により主要河川を対象として測定していますが、河川における水質汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）は、環境基準を達成していることから、流域の水質環境は概ね良好であり、これからも良好な水質を維持していく必要があります。

環境水中における大腸菌群数は変動が大きいいため、水質汚濁の指標とされておりませんが、本流域においては環境基準の超過が確認されているため、今後も生活や事業活動にかかる水質の保全対策を進めていく必要があります。

### ② 環境保全型農業の推進

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進しています。

具体的には、エコファーマー（\*）の認定促進と支援、たい肥の有効活用による土づくりの促進と耕畜連携の推進、米の減農薬・減化学肥料栽培の推進を行っています。

(※) エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、たい肥等の土づくりを基本として化学肥料や農薬の使用量を低減するための生産方式（持続性の高い農業生産方式）を農業経営に導入する計画を立て、県知事に認定された農業者の呼称です。

### ③ 汚水適正処理の推進

健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質確保のため、岩手県では、平成 23 年 2 月に「いわて汚水処理ビジョン 2010」を策定、それに基づき流域の遠野市及び花巻市ではそれぞれ「汚水処理基本計画」を策定し、汚水処理施設整備の効率的な推進と、水洗化の促進を図っています。

現在の自治体の財政状況の悪化に伴う公共事業抑制の下、施設整備が遅れ気味となっているところであるが、今後も、計画的な施設の整備と、汚水処理の実効性の向上に向け、施設整備後の各家庭の早急な水洗化が必要となっています。

< (課題) >

- ◆ 計画的な汚水処理施設整備と各家庭の水洗化の推進
- ◆ 生活排水の浄化の取り組みの普及
- ◆ 環境保全型農業のより一層の普及

**(4) 自然環境保全の取組の現状と課題**

上流部の遠野郷においては、ハヤチネウスユキソウやナンブトラノオなどの貴重な植物が唯一分布する早池峰国定公園、優れた自然環境を特に保全することが必要とされる琴畑湿原自然環境保全地域をはじめ、六角牛山のエゾスグリ、岩手の名水二十選に選ばれた湧水地など豊かな自然が残されています。

植生について、流域の源流部はブナ、ミズナラ等広葉樹が主体で、中流域からは連続したコナラ群落やヤナギ類等の河畔林が各所で見られ、田瀬ダム周辺の山地斜面の大半は、コナラ林やアカマツ林となっており多数の落葉広葉樹が生育しています。

動物類は、ツキノワグマ、ニホンカモシカのほか、早池峰山麓に生息するオオタカ等の猛禽類、両生類ではトウホクサンショウウオ、モリアオガエル等の重要な種が確認されています。

生息魚類は、アユ、ヤマメ、ハヤ等のほか、清流に生息するといわれるイワナ、カジカ等も見られます。

また、田瀬ダムにおいては多くの水鳥類が見られ、湖にはコイ目に属する魚が多く生息し、サケ目、スズキ目等の種も見られます。

近年、特定外来種植物のオオハンゴンソウ、アレチウリ等の繁茂、田瀬湖における外来魚のブラックバス等の繁殖が確認されており、既存の生態系を守るためにそれらを駆除していく必要があります。

猿ヶ石川流域の持つ優れた生物多様性を維持し、希少野生動植物の保護を図るため、「公共事業等に係る希少野生動植物等の保護検討委員会」における保護対策や環境ボランティア団体など住民等との協働による自然環境保全に務める必要があります。

その中で、矢沢地区におけるゼニタナゴの住民組織による保護活動は特筆されるべきものであり、この活動をモデルケースとして、流域の各種団体が連携して、活発に活動していくことが望まれます。

住民、事業者等の協働の取り組みとしては、植樹活動、森林ボランティアによる枝打ちや除・間伐、河川清掃活動、小中学校の環境教育の一環としての水生生物調査、ホタルの里作り活動等が行われています。

< (課題) >

- ◆ 優れた生物多様性の維持（希少種の保護、外来種の駆除等）
- ◆ 流域における健全な水循環確保のための住民、事業者、行政機関等の協働した取り組み
- ◆ 猿ヶ石川上下流域の交流の拡大

## 第3章 ビジョンの取組の方向

### (1) 計画期間

計画の期間は、平成23年度から平成36年度までの期間とします。

なお、計画については平成28年度に見直作業を行っています。

### (2) 計画の目標

概ね20年後（平成46年頃）の流域のあるべき姿、次世代に継承する姿を念頭に、約10年後（平成37年）を目標に、この流域の住民、事業者、行政等が協働して行う施策を設定する。

### (3) 宣言

私たちは、協力して、健全な水循環を維持し、先人達が大切にしてきたホタルやアユなど懐かしい生きもの（※）に出会えるような水辺の環境を取り戻し、次世代に伝えていきます。

※ 懐かしい生きものとは、今の高齢者の少年時代に猿ヶ石川であたりまえのように触れ合えた生きものを指します。

### (4) 重点的な取組

#### ①きれいな水を産む森づくり

私たちは、安定した水供給のできる、手入れがいきとどいた森林をつくり守ります。

#### ②きれいな水が流れる川づくり

私たちは、子供たちが安心して水辺で遊ぶことができ、生き物が育まれる緑豊かな水辺のある川づくりを目指します。

#### ③きれいな水を守る環境づくり

私たちは、飲み水や農業用水としても安全な水を保つため、水を汚す原因を取り除く活動を行います。

#### ④きれいな水を守る人づくり

私たちは、次の世代に清流を引き継ぐため、水の役割を学び、きれいな水を守る人や団体を育てます。

#### ⑤懐かしいに生き物に出会える里づくり

私たちは、(1)～(4)の取り組みを踏まえ、猿ヶ石川流域に本来生息していた生き物と触れ合える水辺環境を取り戻す取り組みを行います。

### (5) 課題への取組み方法

流域における活動を実践していくため、住民、団体を主体としたネットワークをつくり、重点課題に連携して取組むとともに、各活動主体における施策・事業を協力して実施する。

## 第4章 実施施策・事業

## 1 課題に関する施策・事業

### (1) “きれいな水を産む森づくり”の取組み

- 間伐や枝打ちなどにより、林床植物<sup>(※)</sup>の発育を促進し、森林の保水機能を高めます。  
※ 「林床植物」：林床とは林内の地表面のことで、林床に生える植物を林床植物といいます。
- 森林所有者はもとより、ボランティアの参加も得ながら森林整備を進めます。
- 木質バイオマス利用機器<sup>(※※)</sup>の導入を促進し、森林資源の循環的な利用を進めます。  
※※ 「木質バイオマス利用機器」：樹木の幹や皮などの木質エネルギーを燃料とするボイラーやストーブなどの機器のことで、燃料は木材をチップ状にした木材チップやおが粉を圧縮して粒状にしたペレットなどがあります。

### (2) “きれいな水が流れる川づくり”の取組み

- ゴミの不法投棄防止のための河川パトロールや清掃活動などを行い、このような地域住民などによる川づくりの活動をさらに広げます。
- 地域の人びとが交わり、一緒になった川づくりの取組みを進めます。
- 川の環境を保全しながら、水と親しむ場をつくる取組みを進めます。
- 河川改修や農業用の水路の整備では、環境との調和に配慮した取組みを進めます。

### (3) “きれいな水を守る環境づくり”の取組み

- 地域団体などの呼びかけによる、各家庭の台所、風呂、洗濯などに使った水（生活排水）で川を汚さない活動をさらに広げます。
- 地域による河川パトロールや河川清掃活動の取組みを進めます。
- 河川の水質調査や工場、事業所などの排水測定を行います。
- 家畜排せつ物の管理を適正に行い、土づくり資源としての有効利用を進めます。
- 減農薬栽培や減化学肥料栽培などの環境にやさしい農業への取組みを進めます。
- 農業用廃プラスチック<sup>(※)</sup>の適正な処理を進めます。  
※ 「農業用廃プラスチック」：農業で使用したプラスチック資材のことで、ビニールハウスのビニールや肥料袋、マルチフィルムなどがあります。
- 公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽の整備を進めます。
- 河川や森林にゴミを不法投棄しないよう呼びかけます。

### (4) “きれいな水を守る人づくり”の取組み

- 各団体や地域の集会などの場を利用して、「猿ヶ石川流域ビジョン」をお知らせし、みんなできれいな水を守る取組みを進めます。
- きれいな水を守るための取組みを学ぶ機会を増やします。
- 子供たちが森、川、里などで自然にふれあい、自然や水の大切さを学ぶ活動を広げます。
- 環境について学ぶ活動を行っている団体を増やし、子供たちや地域が行う環境学習の機会を増やします。
- 地域の森や川、水田などを活用して環境活動を教える指導者を育て、民間団体や学校などでの活動を広げます。



## (5) “懐かしい生き物に出会える里づくり”の取組み

- (1)～(4)の取組みを通じて、猿ヶ石川流域の各団体や各地域の人々が、流域の自然環境保全に共同で取り組む機運を高めます。
- 懐かしい生き物が生息した猿ヶ石川を知る世代から、若い世代へと語り伝える機会を作ります。
- 次期計画見直し前に、魚種調査の結果等をもとに、猿ヶ石川流域に生息する生き物の現状を把握し、懐かしい生き物が生息できる環境をとり戻すための課題を取りまとめ、ビジョンの見直しを行っていきます。

## 2 主な事業指標

指標項目	現状及び将来目標			備考
	参考値 (H22年度)	基準年度 (H26年度)	目標年度 (H36年度)	
森林整備面積(ha)	花巻 480 遠野 531	花巻 361 遠野 354	花巻 508 遠野 692	間伐等
汚水処理人口普及率(%) 注1)	花巻 84.1 遠野 58.3	花巻 88.0 遠野 63.8	花巻 94.0 遠野 注2)	参考 遠野 (H32)76.8
流域の指標生物の観察	普通に観察される	普通に観察される	普通に観察される	
親水活動参加人数(人) 注3)	花巻 84 遠野 405	花巻 0 遠野 335	花巻 ー 遠野 280	水生生物調査 参加人数等

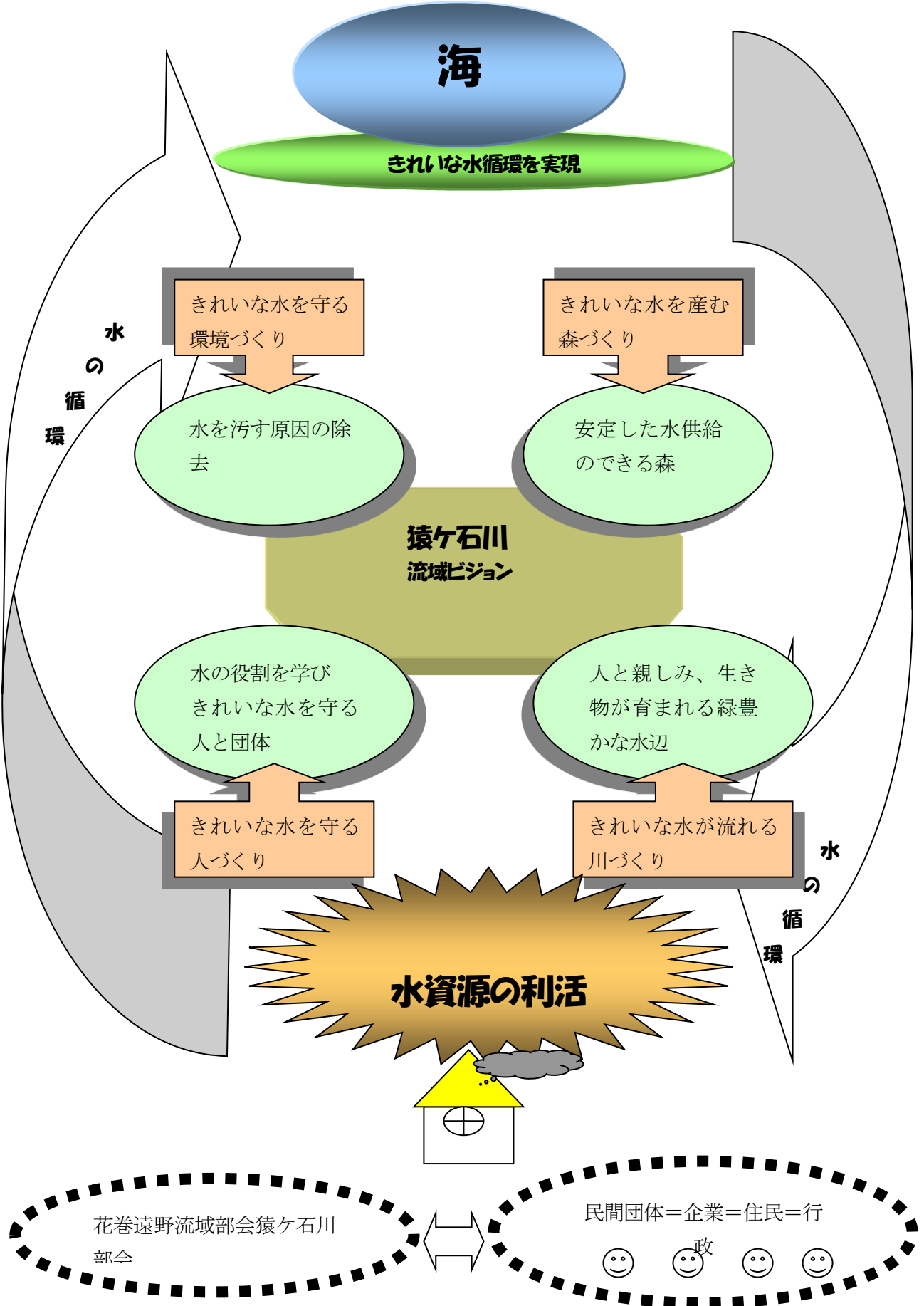
注1) 浄化槽、住宅団地の汚水処理施設、農業集落排水処理施設、公共下水道を併せて推計したもの。

注2) 遠野市については平成32年度以降の目標値が示されていないことから、今後示される予定の平成36年度目標値に併せることとする。

注3) 環境省及び国土交通省主催の水生生物調査及びホタルの育成調査の参加人数を指標の対象とし、遠野市については過去5年間の実績平均値と今後の小学生児童数の推移から算出した値。  
なお、花巻市分については調査適地が減少し平成23年度以降の調査実績がないことから、目標値は設定していないもの。

第5章 計画のイメージ図

懐かしい生きものに出会える里



## 資料1 条例

### 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

(平成 15 年岩手県条例第 64 号)

(目的)

第1条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成 10 年岩手県条例第 22 号)第 3 条に定める基本理念にのっとり、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境保全上健全な水循環の確保に寄与し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさとの森と川と海の保全及び創造 森林、河川等及び海岸等における多様な自然環境を人の活動と調和を図りながら体系的に保全するとともに、健全な生態系等を維持し、及び回復させ、並びに県民と自然とが共生できる環境をつくりだすことをいう。
- (2) 河川等 河川、湖沼、ため池及び農業用排水路並びにこれらに類するものをいう。
- (3) 海岸等 海岸及び沿岸海域をいう。

(県の責務)

第3条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、その日常生活において、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相互協力)

第6条 県民、事業者及び民間の団体(以下「県民等」という。)並びに県及び市町村は、相互に連携し、及び協力してふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるものとする。

(流域基本計画)

第7条 知事は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するため、流域ごとにふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「流域基本計画」という。)を定めなければならない。

2 流域基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関し、流域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、流域ごとのふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、流域基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等並びに関係する市町村及び国の

機関等の意見を聴かなければならない。

4 知事は、流域基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、流域基本計画の変更について準用する。

(森林に関する施策)

第8条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、森林が有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする森林に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 県民等の参加による森林の整備及び保全
- (2) 豊かな自然環境の再生に向けた森林の整備
- (3) 多様で健全な森林の整備及び保全
- (4) 森林資源の循環的な利用

(河川等に関する施策)

第9条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、河川等が有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする河川等に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 県民等の参加による河川等の整備及び保全
- (2) 自然環境と調和した河川等の整備及び保全
- (3) 人と水が触れ合うことができる河川等の整備及び保全

(海岸等に関する施策)

第10条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、海岸等が有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする海岸等に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 県民等の参加による海岸等の整備及び保全
- (2) 自然環境と調和した海岸の整備及び保全
- (3) 沿岸海域における水質の保全並びに干潟及び藻場の保全

(施策の実施に当たっての配慮)

第11条 県は、前3条の施策の実施に当たっては、動植物の生息地又は生育地の確保その他の自然環境の保全に配慮するものとする。

(水質汚濁の未然防止に関する施策)

第12条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、良好な水質が保全されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容として、水質汚濁を未然に防止するための施策を講ずるものとする。

- (1) 閉鎖性の高い水域における富栄養化の防止
- (2) 流域の特性に応じた水質汚濁の原因となる物質の排出の抑制
- (3) 水質汚濁を未然に防止するための調査研究

(環境教育の推進)

第13条 県は、県民及び事業者がふるさとの森と川と海の保全及び創造についての理解を深めることができるよう、環境に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第14条 県は、県民等が自発的に行うふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動を促進するため、河川の上流地域及び下流地域の住民相互の交流及び連携の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(ふるさとの森と川と海の月間)

第15条 県は、県民の間に広くふるさとの森と川と海の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動への積極的な参加を促進するため、ふるさと

の森と川と海の月間を設ける。

2 前項のふるさとの森と川と海の月間は、知事が別に定める。

(施策の推進体制)

第16条 県は、流域ごとに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を、県民等並びに関係する市町村及び国の機関と連携して整備するものとする。

(調査研究)

第17条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(施策の評価)

第18条 知事は、流域ごとのふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の推進状況を的確に把握し、その施策が、流域を一体とした観点から、環境保全上健全な水循環の確保に寄与しているかを評価し、及びその結果を公表するものとする。

(市町村に対する支援)

第19条 県は、市町村がふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、必要に応じ、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国への要請等)

第21条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請し、及び他の地方公共団体に協力を求めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。(平成15年10月9日公布)

## 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成10年岩手県条例第22号)(抜粋)

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、県民が豊かな岩手の自然及び文化の中で生かされていることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを旨として、すべての県民の参加、連携及び協力によって行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会が形成されることにより、多様な自然に恵まれた安全で快適な環境が確保され、将来の世代も豊かな環境の恵みを楽しむことができるように行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における環境の保全に関する活動の集積により成し遂げられることにかんがみ、県民が地球的な見地から地域の環境を考え、及び行動することによって行われなければならない。

## 資料2 花巻遠野流域協議会猿ヶ石川部会構成員

とうわ野鳥の会
エコネットとうわ
NPO法人イーハトーブ里山水棲生物保存会
矢沢地域の自然保護を考える会
猿ヶ石川漁業協同組合
町井サイカチとカブト虫の里管理組合
花巻市
環境フロンティア遠野
NPO法人遠野エコネット
宮守川上流友の会
上猿ヶ石川漁業協同組合
蓮池川を考える会
山谷地区ホタルの里づくり保存会
遠野地方森林組合
花巻農業協同組合ふれあい営農センター
遠野市土地改良区
宮守村土地改良区 ※遠野市土地改良区と合併
遠野市地域婦人団体協議会
岩手南部森林管理署遠野支署
北上川ダム統合管理事務所田瀬ダム管理支署
遠野市

※各部会において、必要に応じ関係機関を参集するものとする。

岩手県では、次の世代に本県の豊かな水と緑を引き継いでいくことを目指して、平成15年10月に「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。

この条例は、「岩手県環境の保全及び創造に関する条例」に定める基本理念を受け、本来森林の持つ水源かん養や自然環境の保全などの機能の低下、水質の汚濁などの水にかかわる問題を解決し、健全な水循環を確保することを目指して定めたものです。

この「猿ヶ石川流域ビジョン」は、この条例に基づいて森から川を経て海に至る「流域単位」ごとの計画として定めるもので、県民・事業者・民間団体・行政機関などがそれぞれの役割を分担しながら、連携・協力して取り組むことを目指すものです。

## 【問 い 合 わ せ 先】

猿ヶ石川流域ビジョンは、県南広域振興局の花巻保健福祉環境センター、花巻農林振興センター、遠野農林振興センター、北上農村整備センター、花巻土木センター遠野土木センター、が共同で推進しています。

〒025-0075 花巻市花城町1-41 (花巻地区合同庁舎)

花巻保健福祉環境センター (0198-22-4921)

花巻農林振興センター (0198-22-4932)

花巻土木センター (0198-22-4971)

〒028-0525 遠野市六日町1-22 (遠野地区合同庁舎)

遠野農林振興センター (0198-62-9933)

遠野土木センター (0198-62-9938)

〒024-8520 北上市芳町2-8 (北上地区合同庁舎)

北上農村整備センター (0197-65-5650)